

第2次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見聴取について

内閣府では、平成27年度に予定されている第2次犯罪被害者等基本計画の見直しの参考とするため、下記のとおり広く国民の皆様から要望・意見を募集するとともに、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体を対象とした要望・意見聴取会を実施します。

記

1 要望・意見募集

(1) 応募資格

団体・個人を問わず、どなたでも応募できます。

(2) 募集テーマ

第2次犯罪被害者等基本計画の見直しに当たり、新たな計画に盛り込むべき事項について

※ 上記以外の要望・意見は受け付けません。

(3) 応募期間

平成26年8月11日（月）から平成26年9月11日（木）まで（必着）

(4) 応募方法

郵送又はインターネットで受け付けます。

詳細については、内閣府犯罪被害者等施策推進室ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>）にアクセスして、「第2次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見聴取」を御覧いただき、所定の様式にご記入の上、送付願います。

<提出先> 内閣府犯罪被害者等施策推進室 宛て

[郵送] 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

[インターネット] 上記ホームページ送信用フォーム

※ お寄せいただいた要望・意見につきましては、第2次犯罪被害者等基本計画の見直しの参考とさせていただきますとともに、提出者の氏名（団体名）や住所等、個人や団体を特定できる情報を除き、公表させていただきます場合がありますので、あらかじめ御了承下さい。

お寄せいただいた個人情報については、御意見の内容確認等のための連絡を目的とする場合に限り利用し、適切な管理を行います。

※ 記載は日本語でお願いいたします。

※ 要望・意見への個別の回答はしません。

※ 要望・意見中に、個人や団体を特定できる事項に関する記述がある場合には、公表時に当該箇所を伏せる等の措置を取ります。

※ 要望・意見は、電話やファックスでは受け付けておりませんので、御了承下さい。

2 要望・意見聴取会への参加団体の募集について

(1) 開催日・場所

平成26年9月29日から10月10日までの間で、東京及び大阪で開催します。

平成 26 年 9 月 29 日（月）、30 日（火）、10 月 1 日（水）・東京都内

平成 26 年 10 月 10 日（金）・大阪府内

(2) 応募資格

犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体を対象とします。法人格の有無や種別は問いません。

(3) 聴取テーマ

第 2 次犯罪被害者等基本計画の見直しに当たり、新たな計画に盛り込むべき事項について

(4) 応募期間

平成 26 年 8 月 11 日（月）から平成 26 年 8 月 29 日（金）まで

(5) 応募方法

上記 1 の方法により、要望・意見を提出するとともに、インターネットで応募して下さい。

内閣府犯罪被害者等施策推進室ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>) にアクセスして、「第 2 次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見聴取」を御覧いただき、所定の様式に御記入の上、送信して下さい。

※ インターネットが利用できない環境にあるなど、応募できない場合には、下記「本件連絡・問い合わせ先」に御相談願います。

(6) 選考等

応募が多数の場合は、活動期間、会員数などにより、内閣府で対象となる団体を選考させていただきます。

(7) 要望・意見聴取の方法

複数の団体に一緒に会場に入っておいただき、事前に提出していただいた要望・意見書に沿って第 2 次犯罪被害者等基本計画の見直しに当たり、新たな計画に盛り込むべき事項について順次発言していただきます。内閣府からの説明や要望・意見への回答はありません（個別ヒアリングを要望される団体については、応募フォームの該当欄に入力下さい。）。

(8) その他

ア 交通費、謝金等の支給はありません。

イ 要望・意見聴取会は非公開とし、結果については、取りまとめの上、個人や団体の特定に係る事項を除いて、公表される可能性があります。

本件連絡・問い合わせ先

内閣府犯罪被害者等施策推進室

中嶋、川上

電話 03-6257-1451

E-mail: i.hanzaihighaiiken@cao.go.jp